

# 審 査 基 準

令和4年4月28日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第5条第4項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：